

7. 春日井市

自治体キャラバン陳情事項に係る回答について

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】

高齢者総合福祉計画、地域福祉計画、障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、限られた財源の中で市民満足度の最大化を図ることができるよう、計画的に高齢者福祉及び障がい者福祉の増進に努め、憲法第25条、地方自治法第1条における基本姿勢を堅持します。

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたつて臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①住宅改修、福祉用具の受取代理（受領委任払い）制度を実施してください。

【回答】

介護保険住宅改修・福祉用具購入、高齢者住宅改修の受領委任払い制度については、平成19年10月1日実施予定です。

障がい者の補装具、日常生活用具について代理受領方式を採用しています。

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

【回答】

要介護の認定者で身体障がい者手帳の交付を受けている者等で障害の程度が同程度の者については、障害者控除の対象としています。要介護状態でも、障害老人の日常生活自立度が自立又はほぼ自立している場合や認知性高齢者自立度が自立又はほぼ自立している場合があります。この自立度が両方とも自立又はほぼ自立に該当する場合は春日井市では障害者控除の対象から除いています。

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

障害者手帳が無くても、障害者控除の適用が受けられる場合があるということは広報に掲載し、PRをしています。また、全ての要介護等の認定者に対して、認定結果の通知時にこの制度の説明文書を同封しています。さらに、介護保険制度説明会・居宅介護支援連絡会で制度の説明を行っています。

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

【回答】

障害者控除を受ける場合、障害者控除認定書を添付又は提示が必要な為、毎年交付しています。

③福祉給付金の支払いは、現物給付（窓口無料）にしてください。当面、自動払いしてください。

【回答】

自動払いとしています。精神障害者医療（入・通院）償還払い。

- ④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

【回答】

現状では、申請に基づいて、該当者に通知しています。

- ⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

【回答】

年1回の申請であることから、対象者への申請のお知らせ後、申請をしていただくことを予定しています。

- ⑥子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付（窓口無料）にしてください。

【回答】

未就学児まで現物給付しています。

- ⑦国民健康保険の保険料（税）2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

【回答】

2割軽減については、職権適用を予定しています。独自減免については、事前に減免条件の適応確認は困難であるので、個別申請を予定しています。

- ⑧出産・育児一時金の受取代理（受領委任払い）制度を実施していない市町村は実施してください。

【回答】

平成14年1月1日より導入済みです。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

【回答】

介護保険については、特別会計で運営しています。決められた一般会計からの繰出金以外の繰入は一般会計が影響を受けるため、繰り入れることができませんと考えます。

②介護保険料について

- ★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

【回答】

介護保険料については、被保険者の所得状況や世帯の市民税課税状況を基に、負

担能力に応じて設定されています。特に平成18年度からは、低所得者の負担のあり方が見直され、市民税非課税世帯で本人の公的年金等収入が80万円以下の方の介護保険料の負担割合を引き下げ、第2期の介護保険料額を下回る保険料となり、より所得に応じた負担となっています。今後については、特定高齢者に対する介護予防事業の実施や介護保険サービス事業の適正化等により保険給付費の抑制に努め、介護保険料の上昇を少しでも抑制していきます。

介護保険料の減免については、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合には、減免を行っているところですが、預貯金・不動産等財産の保有状況も支払能力として考えられています。

③利用料について

★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

【回答】

介護サービスの利用料の減免につきましては、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合、一時的に負担額を減額する制度がありますし、世帯の市民税課税状況及び本人の所得状況に応じて負担上限額を定めた高額介護サービス費の支給制度もあります。この高額介護サービス費については、平成17年10月より市民税非課税世帯で本人の公的年金等収入が80万円以下の低所得者の方には、個人の上限額が引き下げられより、低所得者対策が図られています。

17年10月からの在宅と施設入所者との負担の公平性から居住費・食費が自己負担化されていますが、特定入所者介護サービス費等により低所得者への負担軽減も行われています。

介護サービスの利用に伴う諸費用の軽減を図るため、市独自の介護福祉特別給付金を始めとした福祉サービスをこれまでも実施しているところですが、施設入所者の居住費・食費の自己負担化により特定入所者介護サービス費の対象外となっている本人市民税非課税・世帯課税の方で、一定所得以下の方には平成18年7月から介護福祉特別給付金の対象者として、世帯の負担の軽減を図ることとしました。

④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

【回答】

軽度者への介護保険による福祉用具貸与については、認定調査結果や適切なケアマネジメントにより現に必要な者には認められています。また、平成19年度より、医師の所見に基づき福祉用具貸与が必要であると判断された場合、貸与が認められるよう制度が変更されたため、更なる利用が可能となりました。

⑤地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。

【回答】

地域包括支援センターについては、18年4月に国の基準の人口1万5千人～3万人又は高齢者人口3千人～6千人程度に1か所の設置基準に基づいて、市内に10か所設置しました。

職員配置につきましては、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師(看護師)の3職種で当初3名であったが、今年4月に1名の増員をしました。

そして、高齢者やその家族からの様々な相談に応じ、介護保険を始め保険、医療、福祉サービス・制度等を利用できるように総合相談支援業務や高齢者に対する虐待防止、早期発見や判断能力が不十分な高齢者の方の成年後見制度の利用を支援する権利擁護業務もおこないます。委託料につきましても、1か所あたり2千万円に増額しています。

⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

【回答】

特別養護老人ホームについては、現在市内に5施設あります。また1施設が平成20年4月開所予定で整備を実施し、近隣の市町と比べて充実した整備数となっています。また、社会福祉法人による整備を支援してまいります。

地域密着型サービスとしての小規模特別養護老人ホームについても、平成19年度1か所、平成20年度2か所整備予定として、20年度整備については、早期整備のため事業者説明会を8月に実施したところです。

⑦人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネージャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

【回答】

質の高い介護サービスの提供を行うため、「春日井市居宅介護支援事業者連絡会」に市が委託して、市内に所在する介護サービス事業者・従業者を対象に「介護サービス事業者会議」を開催し、講習会・研修会等を行っていくとともに、地域包括支援センターでは、毎月研究会を開催し、地域包括支援センター職員間の情報・意見交換等の実施により困難事例のケアマネージャーの相談体制を整え、介護サービスの質の向上に努めています。講習会・研修会等を実施にあたっては、広報・インターネット等も活用して、広く事業者等の参加についてPRして人材確保と質の向上に努めていきます。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

【回答】

地域支援事業については、介護保険法に基づくもので、介護保険の給付費の一定の割合は保険料等を財源として実施されます。本市においては、一定割合を超えて、積極的に事業を実施していますが、この割合を超えた部分については、全て一般財源で賄っています。

②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

【回答】

配食サービス事業は、「食」の自立支援事業において、他の食関連事業との利用調整を行ったうえで、必要のある方に週3回（火・木・金曜日）以内の昼食を安否確認を兼ねて、配食しています。

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

【回答】

清掃事業所にて実施済みです。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

【回答】

介護者のための手当として、要支援、要介護認定者を自宅で介護している家族に対して、リフレッシュ手当を月1,500円支給しています。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

【回答】

市単独事業として、要支援、要介護認定を受けていない高齢者の住宅改修に伴う助成を行っています。

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

【回答】

外出支援に関しては、本市では、70歳以上の方が医療機関に通院するために、名鉄バス・電車、JRバス、かすがいシティバスを利用する際に利用できる高齢者通院乗車券を交付しています。

かすがいシティバスは、民間バス空白地域を中心に、特に自家用車等を持たない市民の移動手段として市民病院等の公共施設や鉄道駅を結ぶ7路線を運行しています。宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助は、行っていません。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

【回答】

国の施策以外に市独自の軽減措置を実施する考えはありません。

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

【回答】

国の特例措置として実施されていた高齢者の非課税措置が廃止されましたが、市の条例により介護保険料段階の上昇に伴い急激な負担増となった方には、激変緩和措置

として、介護保険料が軽減されています。(介護保険料)

現行の市の独自減免制度以外の減免措置を実施する考えはありません。(国民健康保険税)

3. 高齢者医療の充実について

- ★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

【回答】

助成措置を実施する考えは今のところありません。

- ②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

【回答】

75歳以上に加え、65歳以上の障がい者の方を対象としています。

- ★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

【回答】

後期高齢者広域連合において、今後決定されます。

4. 子育て支援について

- ★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

未就学児まで現物給付しています。

- ★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

【回答】

現状、妊婦の健診につきましては、2回の無料受診を実施しています。来年度以降の拡大に向けて検討しています。

- ③妊産婦医療費無料制度を新設してください。

【回答】

新設する考えは今のところありません。

- ④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

【回答】

平成17年度に準要保護者の国庫補助金が一般財源化され、財政的負担が増加する中、本市では就学援助費目の支給単価を据え置き、援助制度の充実を図っています。

申請の受付は「経済的理由によって就学が困難」な状態を把握するとともに、教育的立場から学校長の意見が必要であり、また子どもたちが小学校、中学校の双方に在籍

する場合など学校間の連絡を密にとる必要性もあり、学校での受付となっています。

また、申請者の大部分を占める、国の児童扶養手当受給者であるお母さん方から、勤務の都合上、市役所の執務時間内に来庁することは困難であることから、学校での申請が要望され変更した経緯があり、このため申請方法については現状を続けたいと考えています。

5. 国保の改善について

- ①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください

【回答】

国民健康保険は、保険の技術を用いた加入者の相互共済を図る社会保障制度とも言われています。

★②保険料（税）について

- ア. 保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
- イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
- ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

【回答】

国民皆保険制度の基幹である国民健康保険制度の継続的、安定的な運営のためには、累積赤字を何もせず看過することはできません。前回の税率改正時には、低所得世帯への影響を極力抑えるよう6・4軽減から7・5・2軽減に移行などに配慮したところです。平成20年度からは、後期高齢者医療制度創設に伴う新たな支援金の発生、前期高齢者医療にかかる財源調整制度の新設、特定健診・保健指導の実施など大きな医療制度改革の中、賦課限度額などを含めた税率見直しを進めています。

★③保険料（税）滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行をおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。
- イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。
- ウ. 保険料（税）の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

【回答】

納税相談機会の創出のため、短期証を活用している状況です。資格証明書については、納税面談にも応じていただけない方への発行となっています。市では、毎週水曜日PM7:30及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、加入者からの生活実態などを把握する中、滞納者への対応をしているところであります。

差押えなどについては、国税徴収法・地方税法に基づき事務を進めています。

限度額適用認定証の交付制限については、他の納税者との公平性を保つ上からも、

必要と考えております。

- ④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

【回答】

③で示したように、国民健康保険料の納税相談機会の創出のため発行しているものです。

- ⑤一部負担金の減免制度（国保法第44条）の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

【回答】

国保法第44条の規定に基づき、「一部負担金の減免に関する要綱」を定めており、平成17年4月1日より施行しています。

- ⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

【回答】

任意給付は、保険者の判断に委ねられており、本市の国保財政の状況から勘案しても、とても実施できる状況ではありません。

6. 生活保護について

- ①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

【回答】

生活保護法に基づき、申請を受理しています。

7. 障害者施策の充実について

- ①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

【回答】

障がい福祉サービスの利用者負担については、国において、通所・在宅サービスについて負担上限月額を引き下げる措置が講じられ、市では、国が定めた負担上限月額を、障がい福祉サービスと地域生活支援事業を合算して適用しています。また、児童デイサービスについては全額免除しています。

さらに、この7月からは、通所授産施設等の利用者に対して、1人1日175円の奨励金を支給しています。今後は、実態把握に努め、さらに、利用者負担により、障がい者の自立した生活が大きく阻害されるようなことがあれば、国への要望を検討しています。

- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

【回答】

障がい福祉サービスと地域生活支援事業のうち移動支援や地域活動支援センターなどの利用者負担を合算して、国が定める負担上限月額を適用しています。

- ③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

【回答】

移動支援は、支援費制度における考え方を踏襲して、対象や上限を定めています。通年かつ長期にわたる外出は対象外とすることとしており、通学、通所、通勤は対象としていません。また、1月あたりの上限は、社会生活上不可欠な外出については設けていませんが、余暇活動については25時間としています。なお、1日あたりの利用上限については、行動援護の上限との均衡を図るため1日あたりの上限は5時間としています。今後、移動支援の利用実態やニーズを把握する中で、必要に応じて見直しを検討していきます。

★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

【回答】

精神障害者医療費助成制度の対象としています。

⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

【回答】

4月から、児童デイサービスの利用者負担を全額免除しています。

⑥学齢障害児（小学生～中高生）の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

【回答】

地域生活支援事業の任意事業である日中一時支援事業を実施しており、事業所は11か所となっています。また、移動支援の事業所は45か所となっており、余暇活動支援についても利用できることとしています。（か所数は9月1日現在）

⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

【回答】

本市では、地域活動支援センターの報酬単価は、生活介護の経過措置対象者の報酬単価にあわせて1人1日あたり5,020円としており、小規模授産所への補助は国の補助基準により支給しています。

8. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

【回答】

特定検診の自己負担額は、現在検討中です。

受診機関等については、市民にとって身近で、いつでも受診できる体制づくりを基本に検討しています。

がん検診は、受益者負担を原則とし適正な料金設定をし、通年で、個別医療機関方式にて実施しています。なお、春日井市国民健康保険加入者、満70歳以上の人、老人保健法による医療受給者、生活保護世帯の人及び世帯全員が市民税非課税の人の自己負担額は無料としています。

歯周疾患検診は、自己負担額は無料とし、通年で、個別医療機関方式と集団方式にて実施しています。

- ②歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

【回答】

歯周疾患検診は、18歳以上の市民を対象としました歯周病予防教室(歯周疾患検診と指導)として年6回実施し、節目検診として40・50歳を個別医療機関方式で、60歳以上を集団方式にて実施しています。

75歳以上の健診は、通年で、個別医療機関方式にて実施しています。

- ③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

【回答】

子宮がん検診は20歳以上を、乳がん健診は30歳以上を対象に、それぞれ年1回実施しています。

- ④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

【回答】

50歳以上を対象に、それぞれ年1回実施しています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。

【回答】

この内容についての国への要望等は考えていません。

- ②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。

【回答】

この内容についての要望等は考えていません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。

【回答】

介護保険の財源として国、県、市で約半分になっています。残りは保険料で賄う社会保険方式になっています。保険料・利用料についても、既に軽減措置は行っています。

障がい福祉サービスの利用者負担につきましては、国において、通所・在宅サービスについて負担上限月額を引き下げる措置が講じられたことから、しばらくは、実態把握に努め、さらに、利用者負担により、障がい者の自立した生活が大きく阻害されるようなことがあれば、要望を検討してます。

- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【回答】

- ①就学前までの医療費無料制度につきましては、すでに実施しています。
(医療費無料制度)
- ②国に対する要望事項については、市単独ではなく、市長会を通じ行っています。(妊産婦検診制度)
- ③この内容についての国への要望等は考えていません。(国民健康保険)

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

【回答】

本市では、地方財政制度に関する要望は、その都度内容を検討のうえ、市長会等を通じて行ってまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

【回答】

要望は考えていません。

- ②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。

【回答】

現状では75歳以上に加え、65歳以上の障がい者の方を対象とし、精神障がい者医療については、償還払いとしておりますが、検討いたします。要望を行う考えはありません。

- ③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。

【回答】

要望は考えていません。

- ④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。

【回答】

未就学児まで現物給付しておりますので、要望は考えていません。

- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

【回答】

三位一体改革により、平成17年度から県財政調整交付金の導入等が図られるなど、県補助金は増額されています。

- ⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

【回答】

市長会を通して要望しています。

- ⑦ 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

【回答】

愛知県においては、この7月から、通所授産施設等の利用奨励金支給に対する補助制度が設けられたところであり、しばらくは、実態把握に努め、さらに、利用者負担により、障がい者の自立した生活が大きく阻害されるようなことがあれば、要望を検討してまいります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。

【回答】

広域連合で検討中です。

- ②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。

【回答】

広域連合で検討中です。

- ③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。

【回答】

広域連合で検討中です。

- ④健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。

【回答】

広域連合で検討中です。

- ⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

【回答】

要望は考えていません。